

松本短期大学リポジトリ運用指針

(委員会)

1. リポジトリの管理運営に関して必要な事項は、研究支援委員会で審議する。

(目的)

2. 松本短期大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する者により作成された教育・研究・社会貢献等の活動の成果（以下「成果物」という。）を恒久的に蓄積・保存し、学内外に発信・提供する「松本短期大学リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）を構築し、本学の教育研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(管理及び運営)

3. リポジトリの管理・運営は、本学図書館（以下「図書館」という。）が行う。

(登録者)

4. リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍する、また在籍したことのある教員
 - (2) その他、研究支援委員会が認めた者

(登録対象となる成果物の範囲)

5. リポジトリに登録する成果物は、以下のとおりとする。
 - (1) 学術的な研究成果・教育資源等であること
 - (2) 登録者が作成に関与したもの
 - (3) 法令上、社会通念上または情報セキュリティ上の問題が生じないもの

(登録の手続きと許諾)

6. 登録者が成果物の登録を希望する場合は、リポジトリ登録申請書を研究支援委員会に提出する。登録に際し登録者は、図書館がリポジトリにおいて行う次の行為について、無償で許諾を与えるものとする。
 - (1) 成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること
 - (2) ネットワークを通じて、前号の複製物を公開すること
 - (3) 保存および利用可能性維持のための複製または媒体変換を行うこと

(著作権)

7. 成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は著作者の元に確保される。

(登録の削除)

8. 登録された成果物の削除は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、研究支援委員会がそれを認めたもの
- (2) 法に反する、公序良俗に反する、盗用・剽窃が明らかである、または内容が著しく不適切であると、研究支援委員会が判断したもの

(免責事項)

9. 本学は、リポジトリでの成果物の登録・公開あるいは利用によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

10. この指針に定めない事項については、必要に応じて別途協議する。

附則

この指針は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。

平成 30 年 4 月 27 日一部改訂し施行する。